

学連スキー・スノーボードクラブ規約

第1条（名称及び事務局）

本クラブは、「学連スキー・スノーボードクラブ」と称する。

2 本クラブの事務局は公益社団法人全日本学生スキー連盟（以下、全日本学生スキー連盟）事務局内に置く。

第2条（目的）

本クラブは、学生スキーヤー・スノーボーダーの活動への参加機会を増やし、安全で楽しいスキー・スノーボードの普及・発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スキー、スノーボード技術の向上、指導および普及
- (2) クラブ員への各種大会、検定会などへのサポート
- (3) 会員相互の親睦
- (4) 全日本学生スキー連盟への協力、参加
- (5) その他本クラブの目的達成に必要な事業

第4条（組織）

本クラブは全日本学生スキー連盟の所属団体として組織され、運営については全日本学生スキー連盟の教育本部によって行われるものとする。

2 本クラブの役員は、学連スキー・スノーボードクラブ細則の定めにより選出され、当該役員により役員会が構成される。

3 本クラブの会員は、日本国内の大学、短期大学、大学院、専門学校及び高等専門学校（1年次ないし3年次に在籍する者を除く。）に在籍するスキー、スノーボード愛好者の学生で、かつ本クラブの目的に賛同する者とする。ただし、入会申込年度の4月1日現在において28歳以下の者とし、その後28歳を超えた場合でも入会申込時に在籍していた学校に学生として在籍し、また当該学校から前記各学校（同一の学校法人ないし国立大学法人に限らない。）に進学する限り会員たる資格は失われない。

4 前項に定める者の他、在学生以外で全日本学生スキー連盟及び本クラブの運営上必要と役員会において認められた者は、本クラブに入会することができる。

第5条（入会）

本クラブに入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出して入会金及び会費を納入し、役員会の承認を得なければならない。

第6条（退会）

会員が次の各号に該当する場合は、役員会の承認を経て退会とする。

- (1) 会員が退会届けをクラブ長に提出したとき
- (2) 正当な理由なく年会費が指定期日までに納入されなかった場合
- (3) 会員が在籍する大学を卒業、もしくは退学した場合
- (4) 会員が死亡した場合
- (5) 本クラブの名誉を著しく棄損した場合、本クラブの目的から逸脱する行為があった場合、その他本クラブの会員として不適格であると役員会が認めた場合

第7条（規約の変更）

本規約は、役員会の承認を経て、変更日の2週間前までに会員に通知することにより変更することができる。

第8条（施行）

本規約は、2018年8月1日から施行する。

附則

本連盟の名称が「公益社団法人全日本学生スキー連盟」から「公益社団法人全日本学生スキー・スノーボード連盟」に変更されたときは、本規約中「公益社団法人全日本学生スキー連盟」とあるものを「公益社団法人全日本学生スキー・スノーボード連盟」に、「全日本学生スキー連盟」とあるものを「全日本学生スキー・スノーボード連盟」に読み替える。

改定 2021年6月30日

改定 2023年9月3日

改定 2026年6月4日

学連スキー・スノーボードクラブ細則

第1条（会費及び入会金）

- 1 本クラブの入会金は5,000円とし、入会申込時に支払う。
- 2 本クラブの年会費は5,000円とする。ただし、会員が本クラブからSAJもしくはFIS、またはその両方の競技者登録（但し、フリースタイル及びスノーボードに限る。）を行う場合の年会費は10,000円とし、この他に会員自身でシクミネットにおいて必要なSAJ会員登録、SAJないしFISの競技者登録等を定められた期日までに行い、SAJ会員登録料として5,000円を、競技者登録料としてSAJないしFISが定める金額を、それぞれ年会費とは別途シクミネットにおける手続内で支払わなければならない。
- 3 本クラブの年会費は、本クラブが指定する期日までに本クラブが指定する方法により支払わなければならない。

第2条（旅費規定）

役員、会員もしくは役員会が指名した者が本クラブを代表して会議等用務のため出張するときは、役員会の決議により、これに要する旅費を支給することができる。

第3条（役員）

本クラブの役員は以下のとおりとする。

- (1) クラブ長は原則として全日本学生スキー連盟の会長が務める。
- (2) 副クラブ長は全日本学生スキー連盟の教育本部長、及び教育部長の2名が務めることとし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、教育本部長が会長を代行する。
- (3) 事務局長は全日本学生スキー連盟事務局長が兼務する。

第4条（指導員、準指導員、検定員検定の受検及び全日本学生スキー技術選手権大会推薦規定）

- 1 会員が指導員、準指導員、検定員検定の受検及び全日本学生スキー技術選手権大会予選会の出場を希望する場合は、全日本学生スキー連盟教育本部長の承認を得て、推薦を受けなければならない。
- 2 前項に定める各種検定、予選会等に出場ないし参加する場合の会員の所属表示は、会員の在籍する学校名ではなく「学連スキー・スノーボードクラブ」とする。

第5条（各種競技会出場について）

- 1 会員が各種競技会に出場ないし参加する場合の所属表示は、学校名ではなく「学連スキースノーボードクラブ」とする。
- 2 会員は、本クラブの会員の身分においては全日本学生スキー選手権大会には出場できない。

附則

本連盟の名称が「公益社団法人全日本学生スキー連盟」から「公益社団法人全日本学生スキー・スノーボード連盟」に変更されたときは、本規約中「全日本学生スキー連盟」とあるものを「全日本学生スキー・スノーボード連盟」に読み替える。